

公益財団法人滋賀県人権センター人権問題研修講師派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、同和問題をはじめとする人権問題の正しい理解と認識を深めるため、県、市町、学校、園、事業所等が実施する人権問題研修に講師を派遣する事業の実施に必要な事項を定める。

(派遣申込)

第2条 講師派遣を希望する者（以下「申込者」という。）は、理事長に派遣申込書を提出する。

(研修料金および交通費)

第3条 研修料金は、別表1に定める料金とする。なお、特別賛助費制度の賛助会員（以下「賛助会員」という。）の場合は、別表2に定める料金とする。

2 講師の交通費の実費（宿泊を伴うときは宿泊実費を含む。）は申込者の負担とする。

(研修料金の減額申請)

第4条 研修料金の減額を希望する者は、理事長に派遣申込書を提出すると同時に減額申請書を提出する。

(派遣の決定)

第5条 理事長は、第2条の規定により申込みを受けたときは、研修内容および日時等を検討のうえ派遣を決定し、申込者に通知する。

(研修料金等の請求)

第6条 理事長は、研修終了後、申込者に請求書により研修料金および交通費を請求する。

(実施細目)

第7条 この要綱の実施に関し必要な細目は、理事長が別に定める。

付 則

この要綱は、2011年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、2012年7月5日から施行する。

別表1

○賛助会員以外の場合 (消費税込み)

基準単価（2時間まで）	15,000円
追加単価（2時間を超え、1時間毎に）	3,000円

別表2

○賛助会員の場合 (消費税込み)

基準単価（2時間まで）	10,000円
追加単価（2時間を超え、1時間毎に）	2,000円